

## 平成27年度における中部地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月24日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。これは、下請取引の性格から、下請法違反被疑事実があったとしても下請事業者からの情報提供が期待しにくいからである。

書面調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,940名（製造委託等<sup>(注1)</sup>3,737名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,203名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者32,897名（製造委託等26,029名、役務委託等6,868名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	中 部	全 国	中 部
平成27年度		39,101	4,940	214,000	32,897
	製造委託等	26,559	3,737	151,499	26,029
	役務委託等	12,542	1,203	62,501	6,868
平成26年度		38,982	5,023	213,690	33,034
	製造委託等	25,935	3,673	152,504	25,864
	役務委託等	13,047	1,350	61,186	7,170
平成25年度		38,974	5,281	214,044	33,526
	製造委託等	26,217	4,015	148,332	26,157
	役務委託等	12,757	1,266	65,712	7,369

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は654件（製造委託等505件、役務委託等149件）である。事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った書面調査によるものが642件（製造委託等496件、役務委託等146件）、下請事業者等からの申告によるものが12件（製造委託等9件、役務委託等3件）である。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は657件（製造委託等507件、役務委託等150件）である。このうち、646件（製造委託等498件、役務委託等148件）について指導の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙1のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 <sup>(注)</sup>	指導 <sup>(注)</sup>	小計		
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	中部	642	12	0	654	0	646	646	11	657
製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	中部	496	9	0	505	0	498	498	9	507
役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	中部	146	3	0	149	0	148	148	2	150
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	中部	630	17	0	647	2	639	641	8	649
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	中部	496	14	0	510	2	503	505	7	512
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	中部	134	3	0	137	0	136	136	1	137
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	中部	659	12	0	671	0	666	666	5	671
製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	中部	463	7	0	470	0	468	468	2	470
役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	中部	196	5	0	201	0	198	198	3	201

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

## ウ 管内の措置件数

管内を含む全国の都道府県ごとの措置件数の内訳は別紙2のとおりである。

### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件を行為類型別に分けると、1件の事件で複数の行為類型に該当する違反行為があった事件があるため、違反行為の類型別件数の延べ合計（以下「違反行為件数」という。）は1,012件となる。このうち、製造委託等に係るものが800件、役務委託等に係るものが212件となっている。

イ 手続規定違反<sup>(注1)</sup>は544件で、違反行為件数1,012件の53.8%となっている。このうち、製造委託等に係るものは426件、役務委託等に係るものは118件となっている。

ウ 実体規定違反<sup>(注2)</sup>は468件で、違反行為件数1,012件の46.2%となっている。その内訳は、①下請代金の支払遅延が298件(63.7%。実体規定違反468件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが60件(12.8%)、③下請代金の減額が43件(9.2%)等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は374件である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が224件(59.9%。製造委託等の実体規定違反374件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが53件(14.2%)、③割引困難手形が40件(10.7%)等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は94件である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が74件(78.7%。役務委託等の実体規定違反94件に対する比率。以下同じ。)、②下請代金の減額が10件(10.6%)、③買ったたきが7件(7.4%)等となっている。

(注1) 下請法第3条に規定する「書面の交付義務」及び第5条に規定する「書類の作成・保存義務」の違反をいう。以下同じ。

(注2) 下請法第4条に規定する「受領拒否」、「支払遅延」、「減額」等の禁止行為の違反をいう。以下同じ。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	中部	500	44	544	1	298	43	1	60	1	4	40	17	3	0	468	1,012	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
	中部	394	32	426	1	224	33	1	53	1	4	40	15	2	0	374	800	
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
	中部	106	12	118	0	74	10	0	7	0	0	0	2	1	0	94	212	
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	中部	520	45	565	5	295	56	2	80	7	7	38	18	3	0	511	1,076	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
	中部	415	36	451	5	226	48	2	66	5	7	37	16	2	0	414	865	
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
	中部	105	9	114	0	69	8	0	14	2	0	1	2	1	0	97	211	
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	中部	548	80	628	10	238	30	5	30	8	6	41	4	10	0	382	1,010	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
	中部	391	50	441	8	158	26	5	26	4	6	35	4	5	0	277	718	
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
	中部	157	30	187	2	80	4	0	4	4	0	6	0	5	0	105	292	

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者9名から、下請事業者171名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1163万円相当の原状回復が行われ

た。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 154 名に対し、674 万円を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成27年度	全国	93名	4,405名	7億7050万円
	中部	6名	154名	674万円
平成26年度	全国	108名	2,253名	4億499万円
	中部	16名	387名	9176万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	中部	15名	1,183名	2738万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 4 名に対し、414 万円の遅延利息及び未払金を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息及び未払金の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成27年度	全国	124名	2,857名	3億2691万円
	中部	2名	4名	414万円
平成26年度	全国	91名	1,783名	6299万円
	中部	2名	3名	22万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	中部	3名	190名	593万円

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者 13 名に対し、74 万円の返品分を返還した（第6表参照）。

第6表 返品事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成27年度	全国	7名	161名	1億7896万円
	中部	1名	13名	74万円
平成26年度	全国	3名	65名	2億2830万円
	中部	1名	2名	8431万円
平成25年度	全国	1名	2名	21万円
	中部	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成27年度における中部事務所の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等の普及・啓発

#### (1) 「下請法基礎講習会」の実施

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや、初心者向け講習を受けたいと要望等を踏まえ、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成27年度においては、中部事務所では、11会場（富山市、富山県高岡市、金沢市、石川県小松市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、愛知県刈谷市、津市及び三重県四日市市）で実施した。

#### (2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成27年度においては、中部事務所管内では、当該講習会を6県7会場（うち公正取引委員会主催分3県3会場）で実施した。

#### (3) 事業者団体が実施する研修会等への講師派遣

下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を6回派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。

### 2 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成28年3月末時点における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員は20名）。

平成27年度においては、下請取引等改善協力委員から、下請取引の現状等について意見聴取を行った。

### 3 下請法等に係る相談

#### (1) 相談

中部事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成27年度においては、1,000件（下請法954件、優越的地位の濫用規制46件）に対応した。

#### (2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本

的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 27 年度においては、中部事務所では、14 か所で実施した。

## 平成27年度における主な指導事件

**1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）**

- ① バルブの製造及び修理を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月20日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金について最長11日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 木材の加工を下請事業者へ委託しているB社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 繊維製品の検品・配送業務を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っているため、一部の役務の下請代金については、最長6日の支払遅延が生じることとなった。

**2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）**

- ① 工業用ゴム製品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、「割引料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 精密機器の輸送業務を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

**3 返品（第4条第1項第4号）**

- 土産用の加工食品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該加工食品の在庫を返品していた。

**4 買ったとき（第4条第1項第5号）**

- 樹脂製品の加工を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

**5 購入・利用強制（第4条第1項第6号）**

- 自動車の製造を下請事業者へ委託しているH社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する自動車の購入を要請していた。

#### 6 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 自動車用シートカバーの加工を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

#### 7 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 木材加工用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。



## 措置件数（5,984件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地区	都道府県	件数	割合
北海道地区	北海道	184	(3.1)
東北地区	青森県	39	(0.7)
	岩手県	49	(0.8)
	宮城県	68	(1.1)
	秋田県	29	(0.5)
	山形県	59	(1.0)
	福島県	59	(1.0)
東北地区計		303	(5.1)
関東甲信越地区	茨城県	60	(1.0)
	栃木県	58	(1.0)
	群馬県	69	(1.2)
	埼玉県	160	(2.7)
	千葉県	107	(1.8)
	東京都	1,800	(30.1)
	神奈川県	264	(4.4)
	新潟県	98	(1.6)
	山梨県	29	(0.5)
長野県	85	(1.4)	
関東甲信越地区計		2,730	(45.6)
中部地区	富山県	45	(0.8)
	石川県	59	(1.0)
	岐阜県	78	(1.3)
	静岡県	126	(2.1)
	愛知県	291	(4.9)
	三重県	47	(0.8)
中部地区計		646	(10.8)
近畿地区	福井県	49	(0.8)
	滋賀県	67	(1.1)
	京都府	154	(2.6)
	大阪府	716	(12.0)
	兵庫県	220	(3.7)
	奈良県	23	(0.4)
	和歌山県	32	(0.5)
近畿地区計		1,261	(21.1)
中国地区	鳥取県	31	(0.5)
	島根県	34	(0.6)
	岡山県	110	(1.8)
	広島県	138	(2.3)
	山口県	51	(0.9)
中国地区計		364	(6.1)
四国地区	徳島県	18	(0.3)
	香川県	37	(0.6)
	愛媛県	39	(0.7)
	高知県	18	(0.3)
四国地区計		112	(1.9)
九州地区	福岡県	177	(3.0)
	佐賀県	21	(0.4)
	長崎県	30	(0.5)
	熊本県	37	(0.6)
	大分県	30	(0.5)
	宮崎県	19	(0.3)
	鹿児島県	30	(0.5)
	九州地区計		344
沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)
全国計		5,984	(100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) ( ) 内の数値は全国計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。